

社会福祉法人島根県社会福祉事業団役員及び評議員
の報酬並びに費用弁償規程

平成 29 年 6 月 20 日
規 程 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の定款第 8 条及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、役員及び評議員に対して支給する報酬、費用弁償並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、事業団を主たる勤務場所とし、常時職務に従事する者をいう。ただし、事業団の職員の身分を有する理事を除く。
- (3) 非常勤理事とは、理事のうち前号前段に規定する以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、通勤手当及び賞与をいい、次号に規定する費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費等の経費をいい、前号に規定する報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給及び額の決定)

第 3 条 役員及び評議員に対して、次の各号に規定する範囲内で報酬等を支給する。

- (1) 常勤理事及び非常勤理事に対して、各年度の総額が 700 万円を超えない範囲で報酬等を支給する。
 - (2) 監事に対して、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲で報酬を支給する。
 - (3) 評議員に対して、定款第 8 条に規定する額を超えない範囲で報酬を支給する。
- 2 常勤理事の報酬の額は、別表第 1 のとおりとし、その支給については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団職員給与規程（平成 12 年 11 月 8 日規程第 1 号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員に対する給料の支給の例による。
- 3 常勤理事には、通勤手当及び賞与を支給する。
 - 4 前項の通勤手当及び賞与の支給については、給与規程の適用を受ける職員に対する通勤手当及び賞与の支給の例による。

- 5 非常勤理事、監事及び評議員の報酬の額は、別表第 2 のとおりとし、その者が職務に従事した日数に応じて支給する。

(報酬等の支給日等)

第 4 条 前条第 2 項に規定する報酬及び第 3 項に規定する通勤手当の支給日は、当月の 15 日とし、前条第 5 項に規定する報酬の支給日は翌月の 15 日とする。ただし、その日が休日等（給与規程第 18 条第 2 項に規定する休日等をいう。以下同じ。）に当たるときは、直後の休日等でない日とする。

- 2 前条第 3 項に規定する賞与の支給日は、6 月 30 日及び 12 月 10 日とする。ただし、その日が休日等に当たるときは、直前の休日等でない日とする。
- 3 報酬等は、役員及び評議員の同意を得て、口座振替の方法により支払うことができる。

(費用弁償)

第 5 条 常勤理事、非常勤理事、監事及び評議員（以下この条において「役員等」という。）が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とし、その額は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団職員旅費規程（昭和 55 年 4 月 1 日規程第 7 号）に規定する額とする。
- 3 役員等がその職務の遂行に当たって第 1 項に規定する旅費以外の費用を要した場合は、当該費用を弁償する。ただし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。
- 4 旅費の支給については、この規程に定めるもののほか、職員に対する旅費の支給の例による。

(公表)

第 6 条 この規程をもって、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 20 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 22 日から施行し、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。

別表第 1

区 分	報 酬 (月 額)
常勤理事	358,000 円

別表第 2

区 分	報 酬 (日 額)
非常勤理事 監 事 評 議 員	10,500 円